地方創生効果検証部会設要綱

(趣旨)

第1条 本県の地方創生に関する施策等について、より効果的な推進に資するため、茨城県総合計画審議会条例(平成6年茨城県条例第4号)(以下、「条例」という。)第6条第1項の規定により、地方創生効果検証部会(以下、「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地方創生関連の交付金事業に係る効果検証に関すること。
 - (2) その他本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等の効果検証に関すること。

(構成)

- 第3条 部会の構成員は、条例第6条第2項の規定により、茨城県総合計画審議会の会長が 指名する。
- 2 構成員の任期は、茨城県総合計画審議会委員の任期としての任期と同じ期間とする。

(部会長)

- 第4条 部会には、委員の互選により部会長を置き、部会長は会務を総理する。
- 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 部会は、条例第6条第3項の規定により、専門の事項を調査させるため、専門委員 を置くことができる。

(構成員以外の者からの意見の聴取)

第6条 部会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者からその意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、計画推進課において行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和3年7月29日から施行する。